

第4回 道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ 議事概要

1. 開催日時等

- ・開催日時：平成30年9月25日（火）9：00～11：30
- ・開催場所：合同庁舎2号館19階警察庁第2会議室
- ・出席委員等（敬称略）
 - 中央大学大学院法務研究科教授 藤原静雄（座長）
 - 早稲田大学名誉教授 石田敏郎
 - 公益社団法人被害者支援都民センター理事 大久保恵美子
 - 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 鹿野菜穂子
 - 首都大学東京法科大学院教授 木村光江
 - 一般社団法人日本自動車工業会自動運転検討会主査 横山利夫
 - 警察庁交通局交通企画課長
 - 警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）
 - 警察庁交通局交通企画課自動運転企画室長
 - 警察庁交通局交通企画課理事官
 - 警察庁交通局交通企画課課長補佐
 - 警察庁交通局交通指導課課長補佐
 - 警察庁交通局交通規制課課長補佐
 - 警察庁交通局運転免許課課長補佐
- ・オブザーバー
 - 法務省刑事局参事官
 - 外務省国際協力局専門機関室長
 - 国土交通省自動車局技術政策課自動運転戦略官

2. 議事進行

2.1. 開会

※事務局より開会を宣言。

2.2. 討議

自家用の自動運転車について討議した。各委員からの主な意見等については、次のとおり。

- ・ システムは冗長性を確保するため、故障確率は極めてゼロに近いが、仮に、万が一の故障・不具合により、システムが自動運転中に道路交通法に反する走行を行った場合、当該システムの使用を継続すれば、交通に危険が及ぶおそれがあるので、少なくともレベル3としてのシステムの使用継続は禁止すべきではないか。
- ・ 上記のような道路交通法に反する走行が、自動運転中になされたものであるかは外部から一見して分かるものではない。この点を走行データにより現場で確認できれば、システムの不具合の早期発見が可能となり、事故の未然防止につながる。技術的実現可能性にも留意しつつ、走行データの確認を可能な限り迅速・簡便にできるようにすべきではないか。
- ・ 自動運転中の車両の走行態様は、道路交通法を遵守したものではあるが、人の運転とは少し違うと想定される。そういった走行態様を示す車両であることが外から分かるような表示があった方が、他の運転者も自動運転車を受け入れやすくなるのではないか。
- ・ 自動運転中の運転者の義務の在り方によっては、自動運転中に運転者が合法によそ見することもあり得よう。万が一、従来車で、運転者が前を見ずに走行しているものを発見すれば、危険なので我々は逃げなければならない。そのよそ見が、自動運転中になされているものであるのか、他の交通主体からも分かるようにしなければ困るのではないか。
- ・ 外観表示をすることによって、嫌がらせを受けるというデメリットもあり得る。
- ・ 外観表示は、自動運転中にのみ表示されるものを論ずるべきだが、車両に組み込まれるものならば、WP29の議論を踏まえる必要があることに留意すべき。
- ・ 自動運転中の運転者の義務の在り方は、システムの基準がどのようになるかにより影響を受けるが、現状では、自動運転車の安全技術ガイドライン（平成30年9月国土交通省自動車局策定）の要件を全て満たす自動運転車を前提として、義務の在り方を検討することが適当であろう。
- ・ 自動運転中の運転者は、警告があれば気付くことができるような状態にスタンバイしている必要はあろう。完全に眠ると、警告にすぐに気付くことはできない。
- ・ システムは、ODD内においてのみ道路交通法を遵守した走行を自動的に行うことができるものであり、ODD外ではそういった走行が確約されないため、システムの使用はODD内に限る必要がある。

2.3. 閉会

(以上)